

政令第九十六号

独立行政法人日本学生支援機構法施行令及び大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部を
改正する政令

内閣は、独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十四号）第十四条第四項及び第十七条の
二第二項並びに大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第八号）第八条第二項の規定に基づ
き、この政令を制定する。

（独立行政法人日本学生支援機構法施行令の一部改正）

第一条 独立行政法人日本学生支援機構法施行令（平成十六年政令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表大学院の項中「又は八八、〇〇〇円」を「八八、〇〇〇円、授業料月額相当額、授
業料月額相当額に二〇、〇〇〇円を加えた額又は授業料月額相当額に四〇、〇〇〇円を加えた額」に改
め、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同項を同条第三項とし、
同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該

学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを一元に切り上げた額）（当該学生の第一種学貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として行うものに限る。）がされた場合にあつては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額）とする。

一 地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程 五三五、八〇〇円

二 私立の大学の大学院の課程 七七六、〇〇〇円

第一条の二第二項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同条第二項中「前条第三項」を「前条第四項」に改め、同項第二号中「又は第三号」を「から第四号まで」に改める。

第八条の二第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第二項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

第八条の二第三項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 一二、八〇〇円

(大学等における修学の支援に関する法律施行令の一部改正)

第二条 大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は第三号」を「から第四号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一

号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額

附 則

この政令は、令和六年四月一日から施行する。

改 正 後

改 正 前

（第一種学資貸与金の額）
 第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

（第一種学資貸与金の額）
 第一条 独立行政法人日本学生支援機構法（以下「法」という。）第十四条第一項の第一種学資貸与金（以下単に「第一種学資貸与金」という。）の月額、次の表の上欄に掲げる学校に在学する者について、同欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

区分	大学院	月額
	修士課程及び専門職大学院の課程	
(略)	博士課程	(略)
	(略)	

区分	大学院	月額
	修士課程及び専門職大学院の課程	
(略)	博士課程	(略)
	(略)	

2 前項の授業料月額相当額は、第一種学資貸与金の貸与を受ける学生が支払うべき授業料の年額（当該学生が在学する次の各号に掲げる大学院の課程の区分に応じ、当該各号に定める額を超える場合には、当該額）を十二で除した額（その額に一円未満の端数が生じた場合には、これを円に切り上げた額）（当該学生の第一種学資貸与金（授業料月額相当額に係る部分に限る。）の返還債務を主たる債務とする保証（業として

（新設）

行うものに限る。)がされた場合にあつては、当該額に当該保証の保証料に相当する額として機構が定める額を加えた額)とする。

一 地方公共団体、国立大学法人又は公立大学法人が設置する大学の大学院の課程 五三五、八〇〇円

二 私立の大学の大学院の課程 七七六、〇〇〇円

3| 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

4| (略)

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

2| 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者のうち、その者の生計維持者の所得が文部科学大臣の認可を受けて独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の定める額以上であるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額(そのうち最も高い額を除く。)のうち貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

3| (略)

(学資支給金の支給等を受けた場合における第一種学資貸与金の額)

第一条の二 大学、高等専門学校(第四学年及び第五学年に限る。)又は専修学校に在学する者(特定通信教育受講者であるものを除く。)のうち、法第十七条の二第一項の学資支給金(以下単に「学資支給金」という。)の支給又は大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第八号。以下「支援法」という。)第八条第一項の規定による授業料の減免(次項において「授業料減免」という。)を受けるものに対する第一種学資貸与金の月額については、前条第一項の表大学の項下欄、高等専門学校の項下欄又は専修学校の項下欄の規定にかかわらず、同表の上欄に掲げる学校等及び通学形態の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める額のうち最も高い額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)又は当該控除した額の一万円未満の端数を切り捨てた額未満の同表の下欄に定める額のうち、貸与を受ける学生又は生徒が選択する額とする。

一 (略)

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。)(当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額)を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額)

2

機構は、前条第四項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)となるよう定めなければならない。

一 (略)

二 一三〇、〇〇〇円(特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号から第四号までに掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号から第四号までに定める額に

一 (略)

二 当該学生又は生徒につき大学等における修学の支援に関する法律施行令(令和元年政令第四十九号。次項第二号において「支援法施行令」という。)第二条第一項第一号の表の上欄に掲げる学校等の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める授業料の年額(当該学生又は生徒が通信による教育を受ける者である場合には、一三〇、〇〇〇円。以下この号において「授業料調整年額」という。)(当該学生又は生徒に係る同条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ当該授業料調整年額に当該各号に定める割合を乗じた額)を十二で除した額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額)

2

機構は、前条第三項の規定に基づき特定通信教育受講者のうち学資支給金の支給又は授業料減免を受けるものに対する第一種学資貸与金の額を定めるときは、その年当たりの合計額が学資支給金の支給及び授業料減免を受けない特定通信教育受講者に対する第一種学資貸与金の年当たりの合計額から次に掲げる額の合計額を控除した額(その額が零を下回る場合には、零とする。)となるよう定めなければならない。

一 (略)

二 一三〇、〇〇〇円(特定通信教育受講者に係る支援法施行令第二条第二項に規定する減免額算定基準額が同条第一項第二号又は第三号に掲げる額に該当する場合には、当該額の区分に応じ、それぞれ一三〇、〇〇〇円に当該各号に定める割合を乗じた額(その額に百円未満の端数が生じた場合には、これを百円に切り上げた額))

(学資支給金の額)

第八条の二 学資支給金の月額は、学資支給金を受ける者(以下「支給対象者」という。)に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額(第二号又は第三号に定める額に百円

百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額」とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る次の各号に掲げる支給額算定基準額の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 第一号に定める額に四分の一を乗じた額

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇三 (略)

四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 一二、八〇〇円

4・5 (略)

未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額」とする。

一〇三 (略)

(新設)

2 支給対象者のうち、その者の生計維持者が生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第十一条第一項各号に掲げる扶助を受けている者又は満十八歳となる日の前日において児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十七条第一項第三号の規定により同法第六条の四に規定する里親に委託されていた者若しくは同号の規定により入所措置が採られて同法第四十一条に規定する児童養護施設に入所していた者その他これらに類するものとして文部科学省令で定める者であつて、居住に要する費用につき学資支給金による支援の必要性がないと認められるものに対する学資支給金の月額については、前項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。

一〇三 (略)

(新設)

3 大学又は専修学校において通信による教育を受ける支給対象者に対する学資支給金の額については、前二項の規定にかかわらず、支給対象者に係る支給額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、一年につき、それぞれ当該各号に定める額とする。

一〇三 (略)

四 (新設)

4・5 (略)

改 正 後	改 正 前
<p>（授業料等減免の額）</p> <p>第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号から第四号までに定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 五一、三〇〇円以上一五四、五〇〇円未満 当該授業料等減免対象者が在学する確認大学等の第一号に定める授業料の年額に四分の一を乗じた額及び同号に定める入学金の額に四分の一を乗じた額</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（授業料等減免の額）</p> <p>第二条 確認大学等の設置者が行う授業料減免（法第八条第一項の規定による授業料の減免をいう。次条第一項において同じ。）の年額及び入金減免（法第八条第一項の規定による入学金の減免をいう。次条第二項において同じ。）の額は、授業料等減免対象者に係る減免額算定基準額の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額（第二号又は第三号に定める額に百円未満の端数がある場合には、これを百円に切り上げた額）とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>2・3 （略）</p>